

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一
部を次のように改正する。

第18条第4号を次のように改める。

(4) 神奈川県市町村職員共済組合及び市長が別に定める金融機関への預貯金並び
に市長が別に定める金融機関の貸付金に係る返済金及び利息

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員等共済組合法の一部が改正され、非常勤職員が共済組合に加入することに伴い、その報酬の支給の際に共済貯金の積立額の控除を可能とするため、所要の改正をする必要による。